

関 係 各 位

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の見地から必要な取締を行っておりますところ、
今般、毒物及び劇物指定令の一部が改正されましたのでお知らせします。

(公布日 令和 2 年 6 月 2 4 日)

1 新規指定 (施行日：令和 2 年 7 月 1 日)

「毒物」： 2物質(別紙参照)

「劇物」： 14物質(別紙参照)

2 除 外 (施行日：令和 2 年 6 月 2 4 日)

「劇物」： 3物質(別紙参照)

3 上記 1 に係る経過措置

- ・本改正の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和 2 年 9 月 3 0 日までの間、毒物及び劇物取締法第 3 条、第 7 条及び第 9 条の規定を適用しないこととなります。
- ・本改正の施行の際、新たに毒物又は劇物に指定した物で現に存するものについては、令和 2 年 9 月 3 0 日までの間、毒物及び劇物取締法第 1 2 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しないこととなります。

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第 2 部門 (電話：03-3599-6338)

※ 指定令改正に関する問い合わせは、

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課へお願いします。

1 新たに2物質を毒物に指定

- ・酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤
- ・ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

2 新たに14物質を劇物に指定

- ・1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。
ただし、1-アミノプロパン-2-オール4%以下を含有するものを除く。
- ・2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。
ただし、2-イソブトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。
- ・オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤
- ・1-クロロ-4-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- ・2,4-ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤
- ・ノニルフエノール及びこれを含有する製剤。
ただし、ノニルフエノール1%以下を含有するものを除く。
- ・1-ビニル-2-ピロリドン及びこれを含有する製剤。
ただし、1-ビニル-2-ピロリドン10%以下を含有するものを除く。
- ・ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- ・ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。
ただし、ふつ化ナトリウム6%以下を含有するものを除く。
- ・ベンゼン-1,4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤
- ・ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。
ただし、ベンゾイル=クロリド0.05%以下を含有するものを除く。
- ・メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。
ただし、メタンスルホン酸0.5%以下を含有するものを除く。
- ・硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
- ・硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

3 既に劇物として指定されている3物質を劇物から除外

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち

- ・4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤
- ・3,4-ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

水酸化リチウム-水和物及びこれを含有する製剤（ただし、水酸化リチウム-水和物0.3%以下を含有するものを除く）のうち

- ・水酸化リチウム-水和物0.5%以下を含有する製剤